

西浦畑公園 危険木伐採・根株除去作業 仕様書

1 業務名

西浦畑公園 危険木伐採・根株除去作業

2 業務の目的

公園の広場に植栽されている高木（ケヤキ）について、幹の空洞化が進み、倒木の恐れがあるため、伐採・根株除去作業を行うものである。

3 履行期限

令和7年10月10日まで

4 履行場所

西浦畑公園（左京区一乗寺西浦畑町19）

5 業務範囲

別紙1（箇所図）、別紙2（写真）のとおり

6 業務内容

危険木の伐採・根株除去作業

- ・対象：ケヤキ（C=229cm） 1本
- ・根株除去後は、真砂土または山土で埋戻しを行い、沈下が起こらぬよう十分に締固め、広場利用の支障とならないよう整地すること。
なお、根株全体の堀上げが困難な場合には、地表から深さ20cm程度まで除去できていれば可とする。
- ・作業に際しては、地下埋設物等の公園施設を損傷させぬよう充分注意を払うこと。損傷させた場合は、監督職員に報告のうえ、責任をもって補修を行うこと。

7 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

8 特記事項

- 作業に要する材料費、労務費、処分費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。

- 伐採・除去した幹・枝葉・根等は適切に処分すること。
- 公園使用者等との間で問題が生じないように留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は原則として平日の午前 9 時から午後 5 時の間とする。
- 作業中、事故はじめ、問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。



別紙 2 (現況写真)



対象木

